

滋賀食肉センター平成30年度冷凍・冷蔵設備保守点検業務委託にかかる一般競争入札参加者の資格審査等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2および第167条の11第2項の規定[別記1]に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約において平成30年度における滋賀食肉センターの冷凍・冷蔵設備保守点検業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 競争入札に参加することができる者は、平成30年1月1日より次に掲げる要件をすべて満たしている者で、公益財団法人滋賀食肉公社の審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有したものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 都道府県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により更生手続開始の申立てをされた者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により再生手続開始の申立てをされた者（同法第174条第1項の規定により、再生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 平成27年1月1日以降より、と畜場または食品工場等において冷凍冷蔵設備の冷却能力が15kW以上の設備工事契約または保守点検契約の実績があること。

- (8) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条の規定[別記3]による第一種フロン類充填回収業の許可を受けている者であること。

(資格審査の申請)

第3条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、滋賀食肉センター平成30年度冷凍・冷蔵設備保守点検業務委託競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 法人にあつては、発行後3ヵ月以内の法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)またはその写し。
- (2) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（県内に本店、営業所等を有する者にあつては知事が交付する納税証明書、県内に本店、営業所等を有しない者にあつては本店所在地の都道府県知事が交付する納税証明書。発行後3ヵ月以内のものに限る。）もしくはその写しまたはそれに代わるものとして知事が認める納税証明書（発行後3ヵ月以内のものに限る。）もしくはその写し。
- (3) 消費税に未納がないことを証する納税証明書（発行後3ヵ月以内のものに限る。）またはその写し。
- (4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条の規定[別記3]による第一種フロン類充填回収業の許可を受け、都道府県知事への届出をした者であることを証する書面の写し。
- (5) 営業所等の長に取引を委任する者にあつては、その委任状。（別記様式第2号）
- (6) 誓約書（別記様式第3号）
- (7) 法人にあつては、役員一覧。（別記様式第4号）
- (8) その他必要と認める書類
- (9) と畜場または食品工場等において冷凍冷蔵設備の冷却能力が15kW以上の設備工事契約または保守点検契約の実績を示す一覧表（様式は問わない）。
- (10) 資格審査に関する事項の申請書類提出先

機関名 公益財団法人滋賀食肉公社 総務課

郵便番号 523-0013

所在地 近江八幡市長光寺町1089番地4滋賀食肉センター2F

電話番号 0748-37-3917

受付期間 平成 30 年 3 月 日 () から
平成 29 年 3 月 23 日 (金) まで
(土日祝日を除く)
9 時 00 分 から 16 時 30 分 (11 時 50 分 から 13 時を除く。)

(資格審査の提出期限)

第 4 条 平成 30 年 3 月 日から平成 30 年 3 月 23 日まで (土日祝日を除く) の 9 時から 11 時 50 分までおよび 13 時から 16 時 30 までとする。なお、郵送による受付は行わない。

2 競争入札に付する旨の公告をした後、当該公告に係る競争入札に参加しようとする者から競争入札に係る資格審査の申請があった場合において開札の日時までに当該資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときには、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(資格審査の結果通知等)

第 5 条 資格審査の結果は通知書により申請者へ通知する。

(競争入札参加資格の有効期間)

第 6 条 前条の資格審査の結果に基づき競争入札に参加する資格を有すると決定した者 (以下「有資格者」という。) について、有効期間は、資格を有すると認めた日から平成 30 年 6 月 26 日までとする。

(資格の抹消)

第 7 条 有資格者が提出した申請書またはその添付書類に故意に虚偽の記載があったとき、第 2 条に該当するに至ったときおよび有資格者が競争入札参加資格の登録の抹消を申し出たときは、その資格を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格が取り消された者に通知するものとする。

(変更届)

第 8 条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに競争入札参加資格申請内容変更届 (別記様式第 5 号、以下「変更届」という。) を提出するものとする。

- (1) 営業を休止し、または廃止したとき。
- (2) 経営規模を著しく変更したとき。
- (3) 商号または名称を変更したとき。

- (4) 本店または営業所等の所在地を変更したとき
- (5) 有資格者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 使用印鑑を変更したとき。

(変更に係る審査等)

第9条 前条の届出があつたときは、速やかに当該届出事項を審査するものとする。

- 2 前項の審査の結果、必要があると認められるとき、または有資格者が競争入札に参加する資格を有しないと認められるときはその資格を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格の取り消された者に通知するものとする。

(資格の承継)

第10条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次の各号に掲げるものはその承継する営業に係る競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人。
 - (2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人。
 - (3) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人。
 - (4) その他前3号に掲げる者に類すると認められる者。
- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、変更届に前項各号に該当することを証する書類および第3条第1項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。
 - 3 前条第1項および第2項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。
 - 4 前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果を通知書により申請者に通知するものとする。

(参加の停止)

第11条 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後2年を超えない範囲内で期間を定めて競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 2 前項の場合において当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(申請書類に使用する言語)

第12条 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

別記 1

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。

別記 2

滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号

第 195 条の 2 知事は、令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者のほか、特別の理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争入札に参加させることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「防止法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（防止法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）（同法第 9 条に規定する指定暴力団員を除く。）
- (3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有す者（防止法第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者を除く。）
- (4) 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人（防止法第 32 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。）
- (5) 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
- (6) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人（防止法第 32 条第 1 項第 4 号に該当する者を除く。）

別記 3

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（第一種フロン類充填回収業者の登録）

第二十七条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
- 四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
- 五 その他主務省令で定める事項